

## 入札説明書

宮崎県が行うG7宮崎農業大臣会合広報グッズ製作等業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書に疑義がある場合は、下記10に掲げる者に説明を求めることができる。

1 公告日 令和5年1月6日（金）

2 競争入札に付する事項

(1) 入札に付する業務

G7宮崎農業大臣会合広報グッズ製作等業務

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年4月20日（木）

(4) 入札方法

(1)の業務について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格に関する事項

(1) 本入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 宮崎県競争入札資格者名簿に登録されている者（営業種目は問わない。）であること。

イ 県内に主たる事務所（本社、本店）又は支社、支店を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績を有する者であること。

カ この公告の日から契約締結の日までの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止等の措置を受けていないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、入札資格参加確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和5年1月19日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出書類

入札参加資格確認申請書（様式1）

ウ 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部総合政策課 G7 宮崎農業大臣会合推進室総務企画担当

電話：0985-26-7964

エ 提出方法

持参又は郵送（郵便にあつては書留書類に限る。）

オ 確認結果

令和5年1月20日（金）までに通知する。

#### 4 入札と開札

(1) 入札に参加する者は、様式2による入札書を持参により提出しなければならない。なお、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(2) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所

県庁附属棟 305号室

イ 日時

令和5年1月23日（月）午前10時から

(3) 代理人が入札を行う場合は、様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 開札に入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

## 5 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
  - ア 初度入札に参加しなかった者
  - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ウ 初度入札において、連合その他不正な行為があった入札をした者
- (3) 再度入札の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空白に手書き等で「再」と記入すること。
- (4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

### (2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは契約保証金の納付が免除される。

- ア 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 契約を締結しようとする者が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 7 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行なった入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

## 9 入札に関する質問及び回答

### (1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

#### ア 提出期限

令和5年1月6日（金）から令和5年1月19日（木）まで

#### イ 提出先

宮崎県総合政策部総合政策課 G7 宮崎農業大臣会合推進室総務企画担当

#### ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

Eメールアドレス：g7miyazaki@pref.miyazaki.lg.jp

### (2) 回答

質問に対する回答は、個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メール又はホームページで通知する。

### (3) その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

## 10 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部総合政策課 G7 宮崎農業大臣会合推進室総務企画担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7964